

三田市個人情報保護法施行条例内容について

1. 三田市個人情報保護審査会の担当事務

根拠規定

- (1) (改正) 個人情報の保護に関する法律
- (2) 三田市個人情報保護法施行条例
- (3) 三田市附属機関の設置に関する条例

根拠条文

(1) (改正) 個人情報の保護に関する法律 第105条第3項

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関(※)に諮問しなければならない。

- 1 審査請求が不適法で、却下する場合
- 2 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 3 裁決で、審査請求の全部を許容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- 4 裁決で、審査請求の全部を許容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

(※) 行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関

個人情報保護委員会発出

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」

7-4-4 既に設置している行政不服審査会等とは別に、個人情報保護審査会等を同各項の機関として設置し、諮問機関とすることは可能である。

(2) 三田市個人情報保護法施行条例 第8条

- ・ 諮問しなければならない事項 ⇒ 法105条に規定する審査請求
- ・ 諮問することができる事項
⇒ ①この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
②法66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
③前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(3) 三田市附属機関の設置に関する条例 第2条 表中

三田市個人情報保護審査会の担当事務

- ①個人情報保護法第105条の規定による諮問に関する事項についての調査審議。
- ②三田市個人情報保護法施行条例第8条の規定による諮問に関する事項についての調査審議。
- ③特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定（※）により

同

項に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。

（※）特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の概要

地方公共団体等が、

- ・ 特定個人情報ファイルを保有しようとするとき
- ・ 重要な変更を加えようとするとき（対象者の範囲の変更等）
- ・ 重大事故を発生させ、評価書に修正を加えるとき

地方公共団体等は、

⇒ 広く住民その他の意見を求めるものとする。

⇒ 意見をふまえ当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。

2. 三田市個人情報保護審査会の審議手続規定について

根拠規定

三田市個人情報保護法施行条例

根拠条文

三田市個人情報保護法施行条例 第9条～第15条

概要については、現行の三田市個人情報保護条例と同様の規定。